

近世武家系図を巡る大名家と朝廷

—延宝期津軽家を事例に—

弘前大学人文社会科学部（日本史ゼミ）

前川原快斗

本稿では、近世大名家と朝廷の関係の一端を明らかにするために、陸奥国弘前津軽家と朝廷における摂家筆頭の近衛家の、津軽家系図を介した関係を分析する。

近世大名家の津軽家は、17世紀初頭には近衛家へ接触し、寛永18年（1641）になると、このとき幕府から命じられて提出した同家系図が近衛前久筆であり、またそこに記された両家先代間の猶子関係及び津軽家が藤原姓であることの認証を近衛家より得た¹。そして同系図は、少なくとも延宝期（1673-81）以降、近衛家により加筆等をされ続けることになる。これについて長谷川成一氏は、かかる「系図道中」が津軽家にとって領内統治の正統性・正当性の獲得条件であると評価された²。今後は更に、事例分析を踏まえた通時的評価、領内統治の正当性・正統性の獲得条件に収斂されない意義付け等により論を発展させ得る。

一方で、より広く近世大名家と朝廷の関係に関する研究は、1990年前後から確実に深化してきている。今後は通時的分析も必要であり、近衛家等との関係をもっていた津軽家は、かかる分析にとって貴重な素材といえる。そして延宝期（1673-81）は、両家関係形成上の画期とみられるため本稿では、両家関係を通時的に分析するための前段として、延宝期の津軽家系図を介した関係を扱う。特に、延宝4-8年に津軽信政が近衛基熙に要望して、系図

（図1）の加筆（信義実名に続く信政実名の加筆等）と系図の完全な写しを作成してもらう過程を中心に分析する（近世に前者は本紙、後者は新写と称された）。また同時期には、系図の外題として後西上皇の宸筆も拝領しており、これもあわせて扱う。それを踏まえて本事例を意義付け、両家関係における延宝期の位置付けや信政の政治的意図を考察し、更には

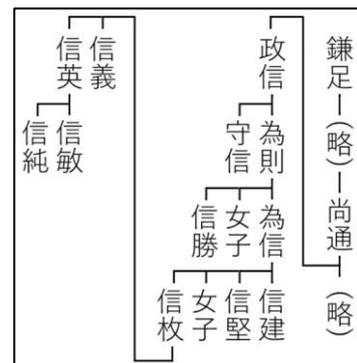


図1 延宝4年時点の本紙

¹ 長谷川成一「津軽氏」（『地方別日本の名族』一、新人物往来社、1989年）。

² 長谷川成一「近世東北大名の自己認識」（渡辺信夫編『東北の歴史 再発見』河出書房新社、1997年）。

大名家の「上昇願望」³のもと、「権威化」に利用された朝廷権威の一具体相を照射したい。

「弘前藩庁日記」の「江戸日記」（弘前図書館蔵）等を用いた検討により、延宝4-8年の一連の動向は次のように復元される。信政は延宝4年、近衛家が被災した火事への見舞をバネにして交渉を始め、翌5年には本紙加筆（信政実名）等が了承された。その後更なる交渉を経て新写作成も認められ、使者として津軽政朝（信政弟）が任命されるに至る。なおその交渉は、寛文10年（1670）以降徐々に形成されてきた贈答関係を前提になされたものであって、寛永18年前後（前述）からここに至るまでの関係は、必ずしも均質に連続していたわけではなかったのである。

そして延宝7年に政朝は、系図の総体的補完や近衛家の「家礼」としての自家歴史呈上等を目的とした任務を受けて8月に上京し、基熙に本紙を呈上、京都所司代の把握も受けた。基熙の作業は段階的に終わり、年内には信政に本紙・新写がもたらされ、翌年の御礼進上を以て宸筆外題拝領以外の任務は遂げられた。一方の宸筆外題の交渉については、政朝上京後、本格的に進んだとみられ、両家間の齟齬も見受けられつつも翌年3月には下され、4月頃の御礼進上を以て終了した。結果的には題箋一紙が下されて新写に付されたが、それは政朝が両家間の緩衝材的役割を果たしつつ展開した、せめぎあいの帰結であった。また宸筆外題について津軽家は、幕府を意識して、あくまで内々に拝領したと考えられる。想像を逞しくすれば、信政にとって宸筆外題を含む系図の補完は、自身の代だけで行われるべきものであり、次代以降がすべきことを加筆のみに限定した可能性も考えられる。

以上の過程を経て、延宝期には津軽家と近衛家の間において、本紙・新写がその加筆行為とともに、代々相伝されるにふさわしい地位を得た。またその延宝期とは、贈答関係の形成を前提としつつ系図加筆が慣例化していく初発の時期であり、両家間の恒常的關係が形成されていく画期と位置付けられる。殊に系図加筆は、従来の研究では近世を通じて行われてきたとされていたが、そのいわば「出発点」こそがこの時期であり、今後更なる系図補完がなされる可能性を否定したのもでもあった。このような信政の施策があったからこそ、今後約200年間に亘って系図加筆が継続していく点は強調しておきたい。

そして同時代的に捉えると、一連の動向は信政の当主意識の発揚を受けてのものであり、

³ 松澤克行「公武の交流と上昇願望」（堀新・深谷克己編『権威と上昇願望』吉川弘文館、2010年）。

系図補完を含む両家関係の再構築によって信政は、家中編成の素地を整え、その主導的地位を確立しようとしたのである。

最後に以上を踏まえて、大名家による朝廷権威の利用という問題について更に考えたい。本事例で信政は家中編成のために近衛家、更には上皇に働きかけ、いわば朝廷権威を利用したのである。この点から、従来は指摘されてこなかった朝廷権威の一具体相が照射されよう。すなわち大名家にとっての朝廷権威とは、家中編成の原理として現れ、家のあり方を間接的ながらも変容させるために利用され得る存在であったと評価できる。広く知られるように幕府・将軍は武家官位により大名家等を編成したが、それと類似するとも捉えられよう。

一大名家の事例から、朝幕関係史に通底する朝廷権威を考察したが、ここで明らかにした権威の具体相は、独り津軽家のみに限ったことではないだろう。かかる朝廷権威のあり様は他大名家にも見出し得るものであり、更にいえば近世国家において武家諸家は朝廷に対してしばしば同様の役割を期待していたとも見通せる。

最後に課題として、本稿では朝廷・近衛家からの視点が十分ではなかった。彼らにとって、津軽家の要望に応じることの意味とは何か。また根本的な問題として、なぜ武家である津軽家は、前述の権威を朝廷に求めたのか。つまり大名家にとっての上位権力である幕府ではなく、あくまで朝廷の存在を利用しようとした理由である。これらの点を今後の事例検討においても念頭に置いて分析したい。